

各位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

## 職長・安全衛生責任者教育 ご案内

現場で直接労働者を指揮する職長の労働災害防止に果たす役割はますます重要となっており、安全衛生責任者には、このような職長が選任されることが多く、この場合、職長としての職務だけでなく、安全衛生責任者としての職務も的確に遂行する必要があります。このような状況に鑑み、厚生労働省より職長・安全衛生責任者教育がしめされているところです。

この教育を修了したものは、「安全衛生責任者」と労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」を同時に修了したものとすることが認められております。

さらに、平成18年4月に労働安全衛生法の一部が改正され職長教育に「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」が講習科目に追加されました。

これにより、「職長・安全衛生責任者教育」についてカリキュラムが大幅に改正され、平成18年4月1日より新たなカリキュラムに基づき、教育を下記により実施しておりますので会員各位及び協力会社の該当者を受講させ、安全衛生責任者並びに職長としての資質の向上に努められますよう、ご案内申し上げます。

### 1. 講習日時

| 日 程                                                  | 講 習 会 場                   |
|------------------------------------------------------|---------------------------|
| 2019年10月16日（水）9:00～17:00<br>2019年10月17日（木）9:00～17:00 | 滋賀県建設会館<br>大津市におの浜1丁目1-18 |

### 2. 受講対象者

関係請負人として（協力業者として）「安全衛生責任者」及び「職長」、又は今後これらの職務に就く予定者

### 3. 受講料

| 会 員                  | 非 会 員                |
|----------------------|----------------------|
| 14,930円<br>(テキスト代含む) | 15,430円<br>(テキスト代含む) |

### 4. 申込書類

申込書は建災防滋賀県支部のHPよりダウンロードできます。

URL: <http://www.yumeken.or.jp/> → トップページ右の「講習会等」→「建災防主催」をクリック

### 5. 受講申込

- (1) 講習初日の10日前までに所定の受講申込書に所要の事項を記入し、受講料及び最近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真（上半身無帽）〔3.0cm×2.5cm〕1枚（スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジカメ写真等も不可）を貼付し、本人確認書類（免許証等）写しを添えてお申し込み下さい。
- (2) 銀行振込の場合は、受講申込書に必ず受講料振込受領書の写し（講習会名記入）を添付してお申し込み下さい。
- (3) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、返還いたしませんので予めご了承下さい。
- (4) 申込受付は、受講開始10日前もしくは、定員 50 名になり次第締め切ります。

## 6. 申込方法

### 郵 送

〔共 通〕下記口座に受講料をお振込み頂き、申込書を建災防滋賀県支部まで郵送

■ 振込先      口座：滋賀銀行本店（普通）755278  
名義：建設業労働災害防止協会滋賀県支部

### 窓 口

〔会 員〕滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部窓口まで

〔非会員〕建災防滋賀県支部窓口まで

## 7. 修了証の交付

- ・本教育を修了された方は、「職長・安全衛生責任者教育」の修了証を交付いたします。
- ・本教育を修了された方は、次の2つの教育を同時に修了したものと認められます。  
「安全衛生責任者教育」（労働省通達に基づく教育）  
「職長教育」（労働安全衛生法第60条に基づく教育）

## 8. 御問い合わせ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

## 9. 遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1)原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2)講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。20分以上の遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (3)公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。
- (4)二日間の全科目を受講していない場合は、修了証を交付いたしませんのでご注意ください。
- (5)受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

### 〔参 考〕

#### ■CPDS・CPD 認定教育

当教育はCPDS（全国土木施工管理技士会連合会）・CPD（日本建築士会連合会）の認定教育です。受講証明書の発行を希望される方は、必ず受講申込書にご記入下さい。（CPDご希望の場合は、11桁のCPDNo.も、ご記入下さい）

※CPDS（14ユニット）、CPD（14単位）の予定です。